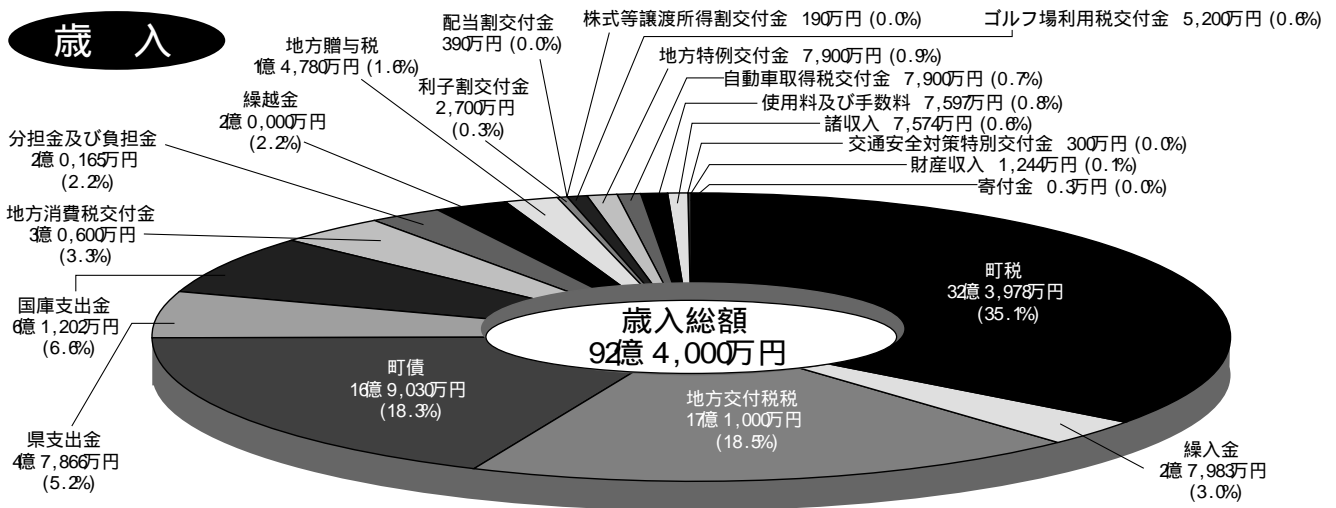


平成 16年度予算がスタート!

一般会計予算額 92億 4,000万円

(旧 町村前年度 6.3%減)



歳入 92億 4,000万円

	金額	構成比	前年度比
町 税	32億 3,979万円	35.1%	5,459万円
繰 入 金	2億 7,983万円	3.0%	12億 2,506万円
地方交付税	17億 1,000万円	18.5%	億 7,100万円
町 債	16億 9,030万円	18.3%	億 2,890万円
県支出金	4億 7,866万円	5.2%	億 8,362万円
国庫支出金	6億 1,202万円	6.6%	3億 1,257万円
地方消費税交付金	3億 600万円	3.3%	6,407万円
分担金及び負担金	2億 165万円	2.2%	4,596万円
繰 越 金	2億円	2.2%	5,000万円
地方譲与税	1億 4,780万円	1.6%	3,903万円
利子割交付金	2,700万円	0.3%	619万円
配当割交付金	390万円	0.0%	390万円
株式等譲渡所得割交付金	190万円	0.0%	190万円
ゴルフ場利用税交付金	5,200万円	0.6%	813万円
地方特例交付金	7,900万円	0.9%	460万円
自動車取得税交付金	6,200万円	0.7%	786万円
使用料及び手数料	7,597万円	0.8%	530万円
交通安全対策特別交付金	300万円	0.0%	0
財産収入	1,244万円	0.1%	9,705万円
その他	5,674万円	0.6%	784万円
歳入合計	92億 4,000万円		6億 1,990万円

平成 16 年度予算編成については、国による三位一体改革や景気の低迷の中で、将来の町財政を見据えた健全財政のルール及び基準づくりと位置づけて編成しました。

そして、環境（地域づくり）、教育（人づくり）、観光（経済）、交流（融和）の4Kを戦略目標として、環境への負荷の少ない自然と調和した循環型地域の育成。学校・地域・家庭における子どもの育成支援。地域資源の活用を図り観光産業関連の促進。すべての人が自立していきいきとして生活し、ひとり一人の交流

平成 16 年予算の基本的考え方について

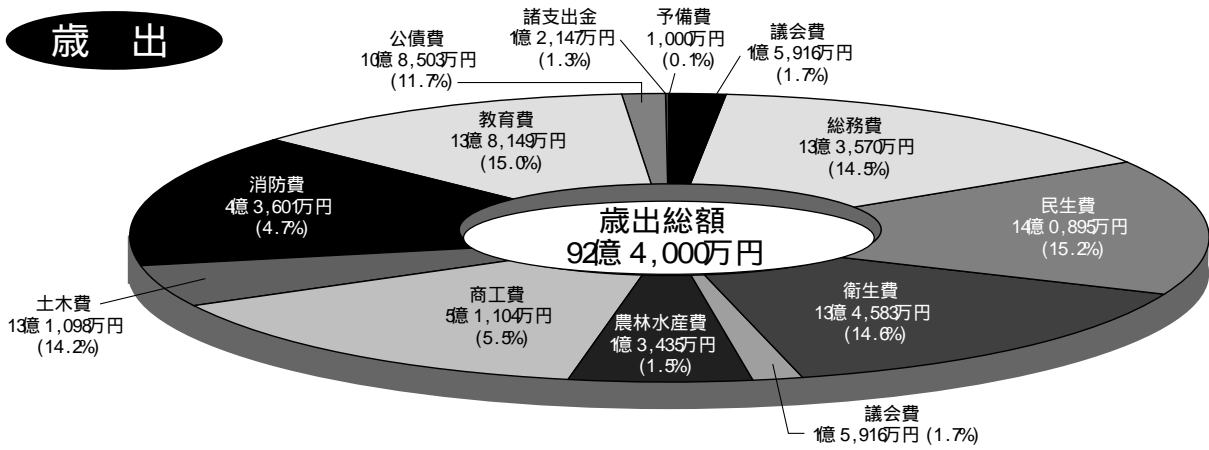
が深まる共生型社会を実現する町づくりを目指すことを目的としながら、編成しています。

また、予算編成にあたって、議員各位からのご提言等もいただき、事務事業の見直し、補助金の削減、修繕費及び物件費・扶助費等、経常経費の抑制を図るとともに、新税源の創出にも取り組み編成しました。

【歳入の特徴】

町税について、昨年度当初と比較すると1.71%増の32億3979万円を見込み、全国的な地方税の伸びの0.5%と比較すると大きな伸びとなっています。これは、企業業績の好転による法人町民税（35%増）、宅地化

歳出



の進行による固定資産税の土地家屋税の増加及び、企業による設備投資による償却資産の増加（1.75%増）によるものです。

他の一般税源については、普通交付税は過去最大の落ち込みとなりましたが、合併による特殊財政事情により、特別交付税は約3億の増額を見込み、地方交付税全体では11%の増額。また、新たに創設された配当割交付金 株式譲渡交付金を580万円、地方贈与税は所得譲与税3780万円を含め36%増。景気回復による地方消費税の26%増、利子割交付金や自動車取得税交付金、ゴルフ場利用交付金も15%前後の伸びを見込んでいます。

特定財源の主なものとしては、児童措置費負担金の7%軽減。国・県の支出金は経常的な負担金補助に加え合併による支援金、更には小立小学校施設整備負担金10億9069万円。繰入金は、各財産区から事業及び補助繰入金として、総額1億5401万円。公共施設建設基金から、旧グランドホテルの解体及び不燃物処理施設補修工事に1億0222万円を見込んでいます。町債は、16億9000万円を見込み、合併特別債として町民ふれあいセンター改修、防災無線更新、学校建設、町民体育館改修、町道施設設備等の事業に7億6530万円を充当しています。

歳入の内訳で、一般財源が58億

3239万円、特定財源が34億0760万円の予算規模でまとまりましたので、財政調整基金等の取崩しなど非常的措施は講ずることなく編成できています。

【歳出の主な内容】

予算編成あたっての
5つの基本施策

- 1、スクラップ&ビルド。規定路線又はその延長線である事務事業の見直し廃止及び整理。具体例として、過去22回実施してきた全国ゲートボール大会の中止、小学生のスキー教室の廃止の一方で、景気低迷による子育て支援として、ここ数年凍結されている保育料の平均7%の軽減
- 2、経常経費の削減。昨年度の旧河口湖町分と比較すると70〜80%に小さくしました。（消防団員を80名減員、敬老祝い金の節目の年での給付）
- 3、物件費の削減。合併により増大した公用車両の削減と集中管理による維持費の節約や設備保守の一括集中扱い（消防設備保守委託を15%・電気保安業務手数料を5%、エレベーター保守管理料は8施設まとめることにより33%の減額）
- 4、人件費の削減。職員等の給与は、官民格差の是正や経済情勢等により年間給与の5年連続の減額。管理職手当の16%カット。時間外手当支給

の圧縮や県内旅費の日当廃止。町三役及び教育長給与の5%カット。

5、新しい財源の確保。法定外公共物の譲与として俗称赤路を国から町に譲与されたことで、その占有料として財源を見込めること。ゴミ対策として一定量以上の営業による可燃ゴミの収集を対象に有料化することなどの改善により予算の圧縮に努めています。

歳出 / 92億4,000万円

	金額	構成比	前年度比
議会費	1億5,916万円	1.7%	1,429万円
総務費	13億3,570万円	14.5%	17億2,757万円
民生費	14億895万円	15.2%	1,217万円
衛生費	13億4,583万円	14.6%	2億円
農林水産業費	1億3,435万円	1.5%	4,818万円
商工費	5億1,104万円	5.5%	2億3,280万円
土木費	13億1,098万円	14.2%	2,783万円
消防費	4億3,601万円	4.7%	7,281万円
教育費	13億8,149万円	15.0%	3億1,075万円
公債費	10億8,503万円	11.7%	3億2,082万円
諸支出金	1億2,147万円	1.3%	5,038万円
予備費	999万円	0.1%	600万円
歳出合計	92億4,000万円		6億1,990万円

16年度の主要施策

総務費関係

- ・旧河口湖町役場庁舎の改修工事費
- ・生活路線バスの赤字補助金（県の補助が2年限りの時限立法で、16年度で打ち切り。西湖方面まで追加運行するレトロバスと併せて、今後のバス運行を検討していきます）
- ・河口地区湖畔のグリーンベルトに、地域にゆかりのある著名人、古賀政男や井伏鱒二のモニュメント設置などの調査費
- ・地域活性化調査委託事業として、大嵐地区の活性化を図るため民間資本等の導入をはかりながらの町営住宅等の整備計画費
- ・健康科学大学の学生宿舍助成金

民生費関係

- ・敬老祝い金の整理削減（喜寿・米寿・百歳到達時の節目に給付）
- ・保育料の軽減

衛生費関係

- ・保健福祉の基点となっている町民ふれあいセンターの大規模改修費（改修後は、健康科学大学による知的財産の社会還元として「リハビリクリニック」の設置が計画されている）
- ・足和田地区へのリサイクルセンター

1の建設費

- ・河口地区の清掃事業敷地にリニューアルセンターの新築費

農林水産費関係

- ・遊休農地の有効活用策として、遊休農地管理委託事業費
- ・湖の恵としてのワカサギ・ヒメマスの水産資源拡大と特産品としての再開発を目指す養殖事業の調査費補助金

商工費関係

- ・旧グランドホテルの跡地利用のための解体整備事業費
- ・西湖地区「いやしの里」原風景創出事業として、建設費及び用地購入費

土木費関係

- ・河口湖インター線道路建設費
- ・道路幅が狭い町道乳ヶ崎線の拡幅改良事業の基本設計費
- ・勝山地区。街並み環境整備事業費
- ・勝山中央道路及び勝山・足和田線改修事業費
- ・小立区画整理事業費
- ・くぬぎ平サブサッカー場の建設費と本芝張工事費
- ・河口湖北岸をカエデ通り、南岸を桜通りにしていく街路事業費

消防費関係

- ・消防団員の削減と分団の縮小（消防団員を375人から295人に減員し、組織も8分団から6分団に縮小する）

教育費関係

- ・小立小学校普通教室建設事業費（本校舎と渡り廊下および外構工事費）
- ・図書館及び子ども創造館の基本計画詳細設計費
- ・豊かな心を育てる人づくり事業補助金

温泉事業関係

- ・温泉の第三源泉掘削調査費

会計別当初予算の額

	予 算 額	前年度比
一般会計	92億4,000万円	6.3%
船津財産区	3億5,250万円	0.4%
小立財産区	6億5,227万円	1.1%
大石財産区	3,587万円	33.0%
河口財産区	5,117万円	0.0%
西深沢財産区	290万円	0.5%
勝山財産区	9,894万円	皆増
長浜財産区	168万円	1359%
西湖財産区	893万円	258%
大嵐財産区	2,687万円	0.0%
青木ヶ原外七字等財産区	106万円	0.0%
大石簡易水道事業	1,676万円	18.1%
河口簡易水道事業	4,398万円	12.8%
小立簡易郵便局事業	1,001万円	0.0%
足和田簡易水道事業	5,061万円	43.4%
温泉事業	1億4,710万円	190%
河口湖治水事業	4,458万円	19.8%
船津公園墓地事業	5,673万円	2.5%
小立公園墓地事業	1,046万円	5.9%
勝山墓地事業	1,055万円	皆増
老人保健	92万円	3.7%
国民健康保険	17億8,067万円	6.1%
下水道事業	13億5,659万円	4.5%

予算と税金の比較

本年度の一般会計を町民1人当たりで計算すると、次のとおりになります。

町民1人当りに使われる町の予算
388,889円

町民1人当たりが負担する税金
136,354円

* 平成16年3月1日現在の人口で計算



まちかど情報局

「ご長寿 おめでと〜ございます
外川きみゑさん100歳！」

浅川にお住まいの外川きみゑさんは、明治37年3月15日生まれで、今年満100歳を迎えられました。町ではきみゑさんの100歳の誕生日に、町長が外川さんのお宅を訪問し、記念品を贈りました。

きみゑさんの益々の長寿を祈念します。



硬式べールボールチームが結成3ヶ月で快挙！ 関東を制し、全国大会へ



富士河口湖べールボールクラブ(天石秀世代表)は、昨年11月に結成したばかりの新生野球チームですが、2月下旬に行なわれた第12回全日本春季大会関東支部予選大会において、2回戦で優勝候補筆頭の足立フェニックス、決勝では前年度優勝の諏

訪ドリームを破り、初出場にして堂々の優勝を果たし、全国大会の切符を手に入れました。全国大会は3月下旬、岡山県の倉敷マスカット球場で行なわれます。

【部員 中学2年生5名、中学1年生12名】

ドッジボールチーム北麓ファイターズ夏に続き、春も「全国大会」出場成る！

ドッジボールチーム北麓ファイターズは、

2月29日(日)甲府市小瀬武道場で開催された「第13回クロナココップ山梨県大会」に出場し、普段の練習の成果を十分に発揮し、見事3連覇を成し遂げました。

3月6日(土)群馬県前橋市・群馬アリーナで開催された「第13回クロナココップ関東大会」に山梨県第一代表で出場し、関東七県から勝ち抜いてきた32チーム中「準優勝」の成果を挙げ、関東代表チームとして、3月21日(日)東京都・東京体育館で開催される「第13回クロナココップ春の全国小学生ドッジボール選手権大会」に出場しました。



夏の全日本ドッジボール選手権大会に続き、2度目の全国大会出場で選手たちも「夏の準優

勝」を上回る成績を挙げると張り切っていました。特に6年生は最後の大会となりますので、悔いのないよう全力でがんばると気合が入っていました。結果は、一回戦で敗退してしまいました。今度は新6年生チームでがんばってもらいたいものです。

船津ミニバスケットボール少年団女子チームが、第10回山梨県ミニバスケットボール新人大会第3位の快挙！

船津ミニバスケットボール少年団(女子)は、去る2月29日(日)、3月6日(土)に牧丘第一小学校体育館で開催された第10回山梨県ミニバスケットボール新人大会に南都留地区予選第1位として出場しました。

山梨県下から24チームが各地区代表として参加をし、船津ミニバスケットボール少年団(女子)が第3位になりました。惜しくも準決勝で敗れてしまいましたが、3位決定戦では、素晴らしい白熱した試合内容で観衆を大いに沸かせ、見事勝利をおさめました。

今後、練習を重ね今よりも良い成績を残すことができるように頑張りますので、町民の皆さまも応援をよろしくお願いします。



毎月20日は、「行政相談・心配ごと相談」日です!

梶原弁護士(町顧問弁護士)、行政相談員、心配ごと相談員、人権擁護委員さん方に対応していただいています「行政相談・心配ごと相談」ですが、4月から下記の要領で実施しますので、ご利用下さい。また、県の機関においても、様々な相談を受付けていますので併せてご利用下さい。



開設場所	町民(小立)ふれあいセンター	勝山ふれあいセンター(勝山出張所)	足和田出張所
開設時間	午前10時~午後2時	午後1時~4時	午後1時~4時
弁護士相談	午前10時~12時(毎月)	午後1時~3時(偶数月)	午後1時~3時(奇数月)
行政相談 心配ごと相談	午前10時~午後2時 行政相談員 心配ごと相談員	午後1時~4時 行政相談員 心配ごと相談員 人権擁護委員	午後1時~4時 行政相談員 心配ごと相談員

県の機関での各種相談

無料弁護士相談

日時 毎月5、15、25日
午後1時~4時

(この日が土・日・祝日の場合は直後の平日)

場所 県民相談センター相談室
(県民情報プラザ2階:甲府市)

相談は、予約制、1人あたり30分

テレビ電話相談

県の各合同庁舎に設置したテレビ電話を使って、
県民相談センターの専門相談員が直接相談に応じます。

利用方法 南都留合同庁舎へ申し込んでください。
(0554 45 7800)

開設時間 午前9時~午後4時

電話相談

県民相談センター 055 223 1366~9
富士北麓・東部地域振興局
(0554 45 7800 内線2041)

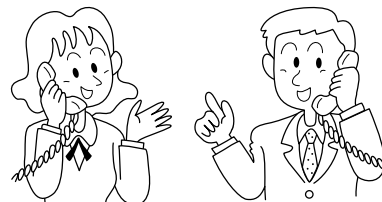
月曜日~金曜日(祝日除く)午前9時~午後4時

各種消費生活相談

消費生活に係るいろんな相談に対応します。

消費生活センター地方相談室

電話; 24-9030(吉田合同庁舎内)



【国の仕事に関する苦情などは、行政相談員さんへ】

総務大臣から委嘱を受けた行政相談員さんは、旧町村で各1名づつの3名が、国の仕事に関する苦情などの相談などを受け付け、助言や関係行政機関に対する通知等を行なっています。相談は、口頭、電話、手紙のいずれの方法でも結構ですのでお気軽に相談してください。

行政相談員名	住所	電話番号
白壁 勝雄	船津846-3	72-0143
小佐野成太郎	勝山91	83-2320
梶原 一栄	長浜606	82-2446

【基本的人権の侵害等に関することは、人権相談委員さんへ】

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員さんは、人権を侵害された方から口頭や文書で被害の申告を受けたら、直ちに事情を聴取してその内容を法務局長に通報し、関係機関への勧告など等の処置を講じる職務を担っています。皆さんの人権に関する被害や悩みなどありましたら、気軽に相談してください。

人権擁護委員	住所	電話番号	人権擁護委員	住所	電話番号
堀内 孝治	大石1055	76 7926	清水 功	勝山609	83 2207
外川 喜重郎	船津4732-1	72- 0580	堀内 大八	勝山969-2	83 2850
赤池 孝男	船津3844-3	72 0026	渡辺 孝次	西湖2175-4	82 2502
蒔田 弥生	河口2043-1	76 8348	渡辺 勇一	西湖西5-2	82- 2009
森 智洪	小立139	72- 1559			

「健康」はいきいきと生きるための資源です 満足できる人生のために

だれもが、いつまでも今と変わらない生活を送りたいと願い、無意識に同じ生活を送っているのが当たりまえと思っています。しかし、年をとったり異なった生活を続けると身体に不調がおきてきます。早くから、それらに気づき、毎日の生活を振り返り、生活の内容を変えていくことが速度を遅くすることにつながります。



あなたの身体の調子はいかがですか？
「おや？」と思う変化はありませんか？

- ✦前よりも疲れて、寝ても寝ても疲れが取れない。
- ✦白髪がふえた。✦しわが多くなった。✦腰が曲がった
- ✦小食になった。✦歩くときと疲れ。



なぜ、そうなるのでしょうか？
体の老化からなります。

自然にくる老化からなるもの
自分でつくる生活習慣からつくられる老化なるもの



そして、どんなに生活習慣に気をつけていても老化が進んでいることがあります。毎日、忙しくて、「おや？」と思わずに老化が進んでいることもあります。自覚症状がなくても体が老化していることがあるということです。これが、進行してくると「生活習慣病」になるのです。自覚症状がないまま進行する「生活習慣病」を、早期に発見し、初期段階で老化の芽をつむことができるのが、生活習慣病検診です。毎年1回、定期的に検診を受けることをおすすめします。

年1回の生活習慣病検診で体の老化の進行速度がわかります。

平成16年度生活習慣病検診予定表は各世帯に配布されます。
各自確認された上で、申し込み期間内に電話にてお申し込みください

5月は、勝山地区で実施します！（5月17～19日）

希望される方は電話でお申し込みください。

申し込み期間 4月15日（木）～23日（金）【土日を除く】

申し込み内容 受診日・検診内容・住所・氏名・生年月日

今は、「無病息災」を求めるためにだけでなく、「自己実現」（長生きをする）を達成するために早死にや障害に合うことを防ぎ、豊かで満足できる生活を追求する時代になっています。「病気がないこと」が最終目的でなく健康であり、そこからいきいきとした満足のいく生活を送ることが、健康・生きるの目的です。

そのために、生活の質（QOL）を維持すること、病気になる前段階のライフサイクルを改善することが重要と考えられます。「今は、元気だし、生活習慣病なんて関係ない」と思っている、不規則な生活やストレスによって体は少しずつ老化しているかもしれません。

「食生活」「運動」「休養」「飲酒」「喫煙」の5つのポイントからライフサイクルを見直してゆきましょう。
次回から5つのポイントについてシリーズで掲載します。



今年度、新たに「赤ちゃん広場」が始まります。

1歳未満のお子様を対象です。
保健師による、体重測定・相談を行います。
皆さん、ご自由に来所下さい。

日時 4月16日（金）午前10時～12時
場所 勝山ふれあいセンター内児童館

健康科学大学コーナー



ころばないよう暮らし方方法

作業療法学科 講師 伊藤 貴子

(作業療法士)

お年を召した方々からはよく「ころんだ」「ケガをした」と話を伺います。高齢になると、どうしても身体の機能が低下しますので、ころぶことも多くなってしまふようです。ころぶことは後で一大事へとつながることもありますので、今回はそのお話をしたいと思います。



1. 転ぶとどうなるか？
骨折しやすい
ころんだ方向によって、骨折しやすい身体場所があります。
・前方にころぶ 手を着いた時に手首付近（橈骨）を骨折しやすい。
・後方にころぶ 尻もちを着いて腰椎圧迫骨折となりやすい。
・横にころぶ 脚の付け根と呼ばれる大腿骨骨折となりやすい。
骨折するかどうかは、足の付け根とつながり、骨折場所によって手術を行います。そうすると身体の運動が制限され、筋力の低下や生活の不自由さへとつながります。

ります。特に足の骨折は、歩けなくなるだけでなく、場合によっては寝たきり状態になることがあります。

2. どのころびやすいか？

全国的な調査によると、外出時の屋外が最も多いのですが、家の中で起きることも少なくありません。特に、階段ですべる、居間でつまづく、というのが多いようです。

3. どのような時にころびやすいのか？

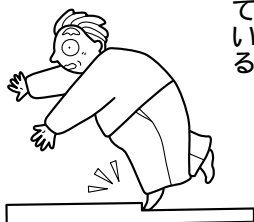
ころびやすいという悪条件がいろいろと重なると、ころぶ確率も高くなります。

屋外での悪条件

- ・路面がすべりやすい（雨や雪が降った後など）
- ・段差がわかりにくい（暗い場所、目が悪い時）
- ・すべりやすい靴（すべる底、かかとが高い靴）
- ・家の中の悪条件

- ・階段が急で手すりもない
- ・浴室などに手すりが無い
- ・通路の照明が暗い
- ・ふだん行き来する場所が片付いていない
- ・家電製品や敷物を多く使っている
- ・自分自身の悪条件

- ・いそいでいる時
- ・あわてんぼの性格の人
- ・両手に荷物などを持っている時
- ・寝起きなどでボーっとしている時



4. ころんだときは
まず、頭を打っていないかどうか確認します。声を掛けて返事がない時には、ころんだままの状態ですぐに救急車を呼びます。

返事ができる場合には、自分で起き上がれるかどうかを確認します。痛みなどで起き上がれない時は、無理に動かないようにしましょう。特に脚の付け根を打った場合は骨折している可能性が高いので、立ったり歩いたりせず、すぐ病院へ行きましょう。また切り傷などで出血があったら、しっかりと圧迫をして応急手当をします。

ころんだ時には「大したことがない」と思っても、実はねんざや骨折をしていたりすることもあります。また頭を打った時は「出血したから大丈夫だろう」と思っている、脳への衝撃が来ている場合もあります。特に高齢の方は、ころんだ後は念のため病院にかかるようにしましょう。

5. ころばないための工夫

- 外へ出る時
 - ・雨や雪の降った後は、なるべく外出を控える。
 - ・すべりにくく、安定のよい靴をはく。（女性の場合、かかとが高く細い靴は危険です。）
 - ・両手に荷物を持たないようにする。
 - ・カバンやバッグは、手さげより肩かけがよい。
 - ・ズボンは、伸びのよく動きやすい素材がよい。
- 家の中では
 - ・階段や浴室には手すりをつける。
 - ・段差のあるところは、明るい照明にする。
 - ・よく行き来するところは、きれいに片付けておく。（新聞紙や雑誌、箱などを置きっ放しにすると、それを踏んだりしてころびます。）
 - ・玄関や台所の敷物は、すべらないようにゴム製

などのすべり止めを間にはさんで敷いておく。

・家電製品の電気コードが、行き来するところに這わないようにする。

・カーペットのへりは、めくり上がらないように止めておく。

・こたつの上掛けの近くを歩かない。

・普段の心がけ

・しなやかで丈夫な身体をつくる。

・あわてたり、いそいだりして歩かない。

・動作はいつも、ゆっくりと行なう。

・物を一度にいっぱい、手に持たない。

町の方でも、転倒予防についての催しを行っています。それらにも積極的に参加して、いつまでもお元気を保つようしてみましょう。

サークル活動へのご協力に感謝

健康科学大学新聞部（学生代表）

私たち健康科学大学の学生は、野球、サッカー、バレーボール、吹奏楽など、さまざまなクラブやサークルを次々と立ち上げて、活動を開始したところ。新設されて間もない私たちの大学には、まだ付属の体育館やグラウンドがありません。そのため、多くのクラブやサークルが富士河口湖町にある施設を使用させていただきながら活動しています。活動場所を提供していただいている富士河口湖町の関係者のみなさまには改めて御礼申し上げます。これからもお世話になると思いますが、よろしく願っています。

さて、今回は数多くのクラブ・サークルの中から、『ダンスサークル』と『バスケットサークル』

を紹介させていただきます。

『バスケットサークル』

バスケットボールのサークルは二つあり、週2回、町民体育館をお借りして活動しています。部員数は合計30人ほどで、人気のあるサークルの一つです。二つのバスケットサークルは合同で練習をしたり、近隣の大学と練習試合をしたりと、その活動ぶりはなかなか積極的に、自由で楽しいサークルづくりを目指しています。

『ダンスサークル』

ダンスサークルは河口湖中央公民館の大ホールをお借りして、ストリートダンスをメインに活動しています。部員数は、現在、男子が17人、女子が11人の合計28人で、まだ1年生しかない私たちの大学では比較的大きなサークルです。

最近では、講義や演習の合間の休み時間を利用して、校庭でダンスを楽しむ学生の姿も見られるになりました。夕暮れ時の富士山をバックにしぼし踊りに熱中する彼らの姿はとてますがすがしく、輝いてさえ見えます。



校舎を背景に、ダンスサークルのメンバー

富士河口湖町学生宿舎設置促進条例を制定！

町では富士河口湖の地で充実した学生生活を送っていたために、町内に健康科学大学の学生を受け入れる学生宿舎の設置を促進するため、3月議会で、富士河口湖町学生宿舎設置促進条例」を制定しました。

健康科学大学は、平成15年4月に富士河口湖町小立に開校した大学です。現在1期生が281名おり、平成18年度に4期生を迎えるまで毎年約260名の入学予定者が生まれ、その内、宿舎入居者は約190名が見込まれます。

助成対象

- ・学生宿舎を町内に新築する者
- ・宿舎組合に加入している者
- ・地方税法の固定資産税の減額をうけていない者
- ・学生が入居している者
- ・町に住所を有する者
- ・町税を滞納していない者

助成金額

- ・新築した宿舎にかかる固定資産税相当額の2分の1

助成期間

- ・3年間、3階以上の耐火構造物については5年間

詳しいお問い合わせは、

町役場まちづくり推進室へ

(726023)



国民健康保険よりお知らせ

国民健康保険では、低所得者階層に対して国民健康保険税の負担の軽減を図る制度があります。ただし低所得世帯であっても住民税の申告がされていなければ国民健康保険税の減額の対象になりません。またこの所得は高額療養費の自己負担限度額にも適用されます。まだ住民税の申告をされていない方は、町役場税務課において常時受け付けていますので、早めに申告してください。

問合せ先 保険課・国民健康保険係 72-6026

高額医療費豆知識

医療機関で高額の一部負担金を支払ったときで、次のような場合には、申請により限度額を超えた分が支給されます。

1人の人が1ヶ月に、同じ医療機関に支払った一部負担金が右表の限度額を超えたとき、超えた分が払い戻されます。

同一世帯で1ヶ月に、一部負担金を21,000円以上支払った場合が2回以上あったとき、それらを合計して、右表の限度額を超えた分が払い戻されます。(世帯合算)

世帯合算は、家族の一部負担金を合算するだけでなく、1人の人が1ヶ月に複数の医療機関等で一部負担金を支払っている場合も適用できます。

同一世帯で、12ヶ月以内に4回以上高額療養費の支給を受けるとき、4回目からは、1ヶ月に右表の限度額を超えた分が払い戻されます。(多数該当)

= 自己負担限度額 (月額) =

		3回目まで	4回目以降
住民税課税世帯	上位所得者 ()	139,800円 実際の医療費が466,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算	77,700円
	一級	72,300円 実際の医療費が241,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算	40,200円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

() 基礎控除後の所得が670万円を超える世帯

厚生労働大臣が定める特定疾病(血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症、人工透析が必要な慢性腎不全)の場合については、ひとつの医療機関で1ヶ月10,000円までの負担となります。市町村の国保担当窓口で「特定疾病療養受領証」の交付を受け、医療機関の窓口へ提出してください。

65歳以上の方の介護保険料が変わりました

河口湖町、勝山村、足和田村の合併に伴い、平成16年4月から適用される富士河口湖町の介護保険料が決まりました。

富士河口湖町の介護保険料は、河口湖町、勝山村、足和田村がそれぞれ定めていた介護保険事業計画を基に算定を行ったもので、3月定例町議会において介護保険条例の一部改正が認められ、基準の月額(基準額)は2,347円となりました。

保険料率(年間保険料)

65歳以上の方の保険料は基準額をもとに、低所得の人に過重とならないように所得状況等に応じて段階的に決められ、次のとおりになります。

対 象 者	年間の保険料額
第1段階 生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者であって本人及び世帯全員が住民税非課税の人	基準額 × 0.5 14,000円
第2段階 本人及び世帯全員が住民税非課税の人	基準額 × 0.75 21,100円
第3段階 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	基準額 × 1.0 28,100円
第4段階 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額 × 1.25 35,200円
第5段階 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額 × 1.5 42,200円

1000円未満切り捨て

介護保険制度では、国と県、市町村が標準給付額(費用の総額から利用者負担分を除く)の50%を負担することになっており、その内訳は国が25%、県が12.5%、町が12.5%を負担します。残りの50%は被保険者が負担することになっており、その内訳は第1被保険者(65歳以上)が18%、第2被保険者(40~64歳)が32%の割合となっています。